

令和元年 沖縄県相談支援従事者初任者研修 募集要項

1、研修目的

障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するため、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術、困難事例の支援方法等について学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質向上を図る。

2、主催

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

3、受講対象者

相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に従事しようとする者

《相談支援専門員を配置しなければならない指定事業所》

一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援・重度障害者等

《サービス管理責任者を配置しなければならない指定事業所》

療養介護・生活介護・障害者支援施設・就労移行支援・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・
共同生活援助

《児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定事業所》

- ・指定障害児通所支援事業に係るもの
児童発達支援（児童発達支援センターであるものも含む）・医療型児童発達支援・
放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
- ・指定障害児入所支援に係るもの
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

※申込は現在勤務する事業所からの推薦を原則とします。現在勤務する事業所以外の推薦の場合は、申請書に詳細を記載してください。また推薦のない場合も、個人の申込が可能です。

※平成25年度に本研修を終了し、昨年度末までに相談支援従事者現任研修を修了していない方は、改めて本研修（5日過程）の終了が必要です。

4、研修過程、各過程の対象者及び日程

- ・「相談支援専門員」として従事しようとする者は5日過程を受講すること。
- ・「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者は2日過程を受講すること。

※5日間過程は、相談支援専門員として従事しようとする者のみ希望すること。

過程	対象者	日程	会場
2日過程	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする者など	令和元年(2019年)7月25日(木) ～7月26日(金)	浦添市てだこホール(大ホール)
5日過程 (前半 2日間)	指定相談支援事業所において <u>相談支援専門員</u> として従事しようとする者、相談支援に関する資質向上を目的とする者など	令和元年(2019年)7月25日(木) ～7月26日(金)	浦添市てだこホール(大ホール)
(後半 3日間)		【A日程】 令和元年(2019年)8月20日(火) ～8月22日(木)	浦添市てだこホール (市民交流室)
		【B日程】 令和元年(2019年)9月17日(火) ～9月19日(木)	浦添市てだこホール (市民交流室)

5、募集定員

- ・2日過程 : 360名程度
- ・5日過程 : 240名程度

※受講申込者多数の場合は選考します。あらかじめご了承ください。

6、受講料

- ・2日過程 : 15,000円
- ・5日過程 : 35,000円

7、受講申込方法

(1) 申込先

- ・2019年5月10日(金)～申込を開始します。

以下のホームページから電子申請によりお申込みください。

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク URL : <https://www.osn.okinawa/>

(2) お問い合わせ先

〒901-2302 沖縄県北中城村字渡口1001番地 渡口38ハウス
 特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
 TEL : 098-923-3810 FAX : 098-975-6365
 メール : kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

申込期限 令和元年5月31日(金)午後3:00 期限厳守

8、受講者の決定

選考の上、研修実施者の特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワークより文面での受講可否の通知を行います。6月28日までに受講可否通知が届かなければ、おきなわ障がい者相談支援ネットワークまでご連絡ください。

9、終了証書の授与

各研修過程を終了した者に終了証書を交付します。なお、研修欠席者（研修開始から30分以上の遅刻者を含む）には修了証書を発行しません。

10、事前課題の提出について（5日課程受講者のみ）

5日過程の受講決定者は、演習で使用するため、別途「事前課題」を提出してください。
「事前課題」については受講決定者に対して別途通知します。

11、個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡・名簿等作成のためにのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

12、研修受講時の留意事項

受講決定後に研修過程（2日過程・5日過程）の変更は認めません。5日過程については、A日程およびB日程の選択ができますが、各日程の応募状況により調整することがあります。日程については各自、受講決定通知書にて確認してください。本要項の内容・研修の目的を検討してから申込を行ってください。

13、研修当日の留意事項

- (1) 研修期間中の欠席者および研修開始から30分以上の遅刻者には終了証書は発行できません。その場合でも既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
- (2) 研修当日は午前・午後ともに出席を確認しますので、所定の受付場所で必ずチェックをお願いします。確認が取れない場合、修了証書を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 次に該当する者は受講を取り消しますのでご注意ください。
 - ①研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
 - ②学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にも関わらず改善されない者

(例) ア、居眠り・おしゃべりをする
イ、携帯電話・スマートフォンの使用を続ける
ウ、研修中に電話で抜け出す

エ、演習の時間に、その演習に加わろうとしない

オ、やる気がないと公言する

- (4) 災害時等により研修が中止もしくは延期になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで受講者に通知いたします。